

令和 7 年度第 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 4 月 9 日

担当部・課：保健福祉部保険年金課〔内線 2 3 3 2〕

保健福祉部介護福祉課〔内線 2 4 3 2〕

① 件 名
東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置の延長について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料については、令和 6 年度まで国の財政支援により免除措置を行ってきたところであるが、今般、国の財政支援が令和 7 年度まで延長された。 【目的】 国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長することにより、被災者の経済的負担の軽減を図る。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号） 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号） 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 12 年厚生省令第 26 号） 東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例（平成 23 年条例第 27 号） 東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例（平成 23 年条例第 28 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 23 年 3 月 免除措置を実施 ～令和 7 年 3 月 令和 4 年 4 月 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金、利用者負担及び保険料（税）の減免措置に対する令和 5 年度以降の財政支援の取り扱いについて」（復興庁統括官・厚生労働省保険局長他通知） 令和 7 年 2 月 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について（厚生労働省保険局保険課他事務連絡） 東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について（厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡） 3 月 ・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」の一部改正について（厚生労働省保険局保険課他事務連絡） ・「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」の一部改正について（厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡） ・第 217 回通常国会において令和 7 年度予算案可決 東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正及び東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正について専決処分（令和 7 年 4 月 1 日施行）

⑤ 主な内容

【対象】

・ 帰還困難区域の被保険者に係る令和 7 年度相当分の国民健康保険税及び介護保険料であって、令和 8 年 3 月 3 1 日までに納期限が到来する額（令和 7 年 3 月 3 1 日に指定が解除された帰還困難区域の上位所得層は令和 7 年 4 月分から 9 月分までに相当する月割算定額）

・ 平成 2 8 年に避難指示区域等の指定が解除された上位所得者層を除く旧避難指示区域等の被保険者に係る令和 7 年度相当分の国民健康保険税額及び介護保険料額であって、令和 8 年 3 月 3 1 日までに納期限が到来する額の半額（平成 2 7 年までに指定が解除された区域を除く）

・ 平成 2 9 年から令和 5 年度までに避難指示区域等の指定が解除された上位所得者層を除く旧避難指示区域等の被保険者に係る令和 7 年度相当分の国民健康保険税額及び介護保険料額であって、令和 8 年 3 月 3 1 日までに納期限が到来する額

【免除措置に係る新旧対照表】（詳細は、別紙のとおり）

区 域	所得区分	改正後	現 行
帰還困難区域 ※1 を除く	—	令和 8 年 3 月分まで	令和 7 年 3 月分まで
旧避難指示区域等 （平成 2 7 年までに解除された区域を除く）	上位所得層※以外		
旧避難指示区域等 （令和 5 年 4 月 2 日以降の令和 5 年度中に解除された区域）	上位所得層	免除措置終了	令和 6 年 9 月分まで
帰還困難区域※1 （令和 7 年 3 月 3 1 日までに解除された区域）	上位所得層※以外	令和 8 年 3 月分まで	令和 7 年 3 月分まで
	上位所得層	令和 7 年 9 月分まで	

※上位所得層 国保：世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が 6 0 0 万円を超える世帯

介護：被保険者個人の合計所得金額が 6 3 3 万円以上

【免除対象者】

国民健康保険税 2 世帯 ※富岡町からの避難者

介護保険料 1 人 ※浪江町からの避難者（令和 7 年 3 月末現在）

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

被災者の経済的負担の軽減を図ることができる。

【財源措置】

国民健康保険税の免除に係る財政支援

災害臨時特例補助金 2／10、特別調整交付金 8／10

介護保険料の免除に係る財政支援

災害臨時特例補助金 2／10、特別調整交付金 8／10

※国は、被保険者間の公平性確保と、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除後 1 0 年程度で財政支援を終了する方針としており、令和 5 年度から順次、見直しを実施している。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても、同様の改正を行う。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正及び東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正の専決処分（令和 7 年 3 月 3 1 日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

⑨ その他

・ 対象地域における国民健康保険一部負担金及び介護保険サービス利用者負担額免除措置については、令和 8 年 2 月 2 8 日まで延長している。

・ 宮城県後期高齢者医療広域連合においても、保険料及び一部負担金について、同様に延長されている。